

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、山形県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和6年4月10日

河北町農業委員会会長 後藤 慶治



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
河北町谷地字十二堂193-1	田	1,059	賃借権	水田	令和6年10月30日	5年	9,001	(公財)やまがた農業支援センター	口座
河北町谷地字十二堂366-1	田	865	賃借権	水田	令和6年10月30日	10年	5,882	(公財)やまがた農業支援センター	口座
河北町谷地字十二堂430	田	1,031	賃借権	水田	令和6年10月30日	10年	8,763	(公財)やまがた農業支援センター	口座
河北町谷地字十二堂431-1	田	2,001	賃借権	水田	令和6年10月30日	10年	17,008	(公財)やまがた農業支援センター	口座
河北町谷地字十二堂729-1	田	3,022	賃借権	水田	令和6年10月30日	10年	25,687	(公財)やまがた農業支援センター	口座
河北町谷地字十二堂730-1	田	3,043	賃借権	水田	令和6年10月30日	10年	25,865	(公財)やまがた農業支援センター	口座
河北町谷地字霊堂412	田	1,369	賃借権	水田	令和6年10月30日	5年	11,636	(公財)やまがた農業支援センター	口座

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

農用地利用集積等促進計画  
(農地中間管理権の設定関係)



1 各筆明細

整理番号	権利の設定をする者		[住所] 〒 999-3511 西村山郡河北町谷地庚1番地				[氏名又は名称(フリガナ)] ハウテイソクゾクニンダイヒョウ アビコ ケイコ 法定相続人代表 安孫子 恵子				(自署又は同意印)		
	農地中間管理機構		[住所] 〒 990-0041 TEL 023-631-0697 山形市緑町一丁目9番30号				[氏名又は名称] 公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 駒林 雅彦						
権利を設定する土地 (A)					設定する権利 (B)					権利の設定をする者以外の権原者 (C)			備考
所在			地目		面積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類	内容 (利用目的)	借賃 (円)		住所	氏名又は名称	権原の種類	
大字	字	地番	公簿	現況				10a当り	年額				
谷地	十二堂	193-1	田	田	1,059	賃借権	水田	8,500	9,001				水田A-1
谷地	霊堂	412	田	田	1,369	賃借権	水田	8,500	11,636				水田A-1
計			2筆		2,428.00 m <sup>2</sup>			20,637 円		手数料 154 円			
権利の設定内容 (D) の各筆 共通事項			権利の設定時期 (始期)		権利の存続期間 (終期)		支払方法		支払期限		(特記事項) 河北町参考賃借料設定協議会が設定する金額に応じて変動する。		
			令和6年10月30日		令和11年11月30日		口座 なお、手数料は毎年の 借料から差し引く		毎年11月20日				





農用地利用集積等促進計画  
(農地中間管理権の設定関係)

1 各筆明細

整理 番号	権利の設定をする者	[住所] 〒 999-3511 西村山郡河北町谷地庚1番地	[氏名又は名称(フリガナ)] ホウテイソクゾクニンダイヒョウ アビコ ケイコ 法定相続人代表 安孫子 恵子	(自署又は同意印)
	農地中間管理機構	[住所] 〒 990-0041 TEL 023-631-0697 山形市緑町一丁目9番30号	[氏名又は名称] 公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 駒林 雅彦	

権利を設定する土地 (A)					設定する権利 (B)				権利の設定をする者以外の権原者 (C)			備考	
所在		地番	地目		面積 (㎡)	権利の種類	内容 (利用目的)	借賃 (円)		住所	氏名又は名称		権原の種類
大字	字		公簿	現況				10a当り	年額				
谷地	十二堂	366-1	田	田	865	賃借権	水田	6,800	5,882				水田A-2
谷地	十二堂	430	田	田	1,031	賃借権	水田	8,500	8,763				水田A-1
谷地	十二堂	431-1	田	田	2,001	賃借権	水田	8,500	17,008				水田A-1
谷地	十二堂	729-1	田	田	3,022	賃借権	水田	8,500	25,687				水田A-1
谷地	十二堂	730-1	田	田	3,043	賃借権	水田	8,500	25,865				水田A-1
計		5筆			9,962.00 ㎡			83,205 円	手数料	624 円			
権利の設定内容 (D) の各筆 共通事項		権利の設定時期 (始期)		権利の存続期間 (終期)		支払方法		支払期限		(特記事項)			
		令和6年10月30日		令和16年11月30日		口座 なお、手数料は毎年の 借料から差し引く		毎年11月20日		河北町参考賃借料設定協議会が設定する金額に応じて変動する。			

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

### (2) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「乙」という。）に権利を設定する者（以下「甲」という。）、乙及び乙から権利の設定を受ける者（以下「転借人」という。）が協議して定める額に改訂する。また、既契約農地の登記簿記載面積に変更が生じた場合は、速やかに契約変更の手続きを行う。

### (3) 借賃の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び転借人が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

### (4) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

### (5) 借賃の増額及び減額

ア 甲、乙及び転借人は、当該土地の1の各筆明細に記載されて面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び転借人は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び転借人が協議の上、定める。

### (6) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

### (7) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去した上乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

### (8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (9) 附属物の設置等

乙は、果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設等（以下「附属物」という。）が存する土地に権利を設定する場合にあつては、契約後に甲が附属物に関する権利一切を放棄することを要件とするともに、乙と転借人は附属物に関する取扱いについて予め定めるものとする。転借人は、新たに附属物を設置する場合にあつては、予め乙の同意を得るものとし、転借人は、契約終了後は附属物を収去する義務を負うものとする。なお、甲と乙、あるいは乙と転借人において附属物の設置に要する費用、耐用年数のほか農地返還時の附属物の収去の有無、収去費用、収去しない場合の費用償還の取扱いなどについて別途定めがある場合は、その取決めによるものとする。

### (10) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の組合員資格、賦課金等は、当該土地改良区の定めるところによる。なお、土地改良区組合員資格得喪が発生する場合、得喪通知書を忘れずに当該土地を所管する土地改良区に提出すること。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

オ 甲は乙に対し、乙が定める手数料規程に基づき借賃年額の0.75%を手数料として支払う。（令和6年10月以降の公告より適用する）

### (11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

### (12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることが出来なくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

### (13) 当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (14) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

### (15) 個人情報の取扱いについて

乙は、農地中間管理事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連法令に基づき、適正に管理する。なお、甲は、乙が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、事業の実施に関連して、国、県、市町村、農業委員会、農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関に必要最小限度内において提供することに同意する。

### (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

### (17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人、市町村及び県が協議する。